(四)　外務大臣が市町村の選挙管理委員会に対して述べる在外選挙人名簿登録移転申請者の国外における住所に関する意見は、総務省令で定めるところにより、他の法令の規定による住所に関する届出その他の方法により知った当該在外選挙人名簿登録移転申請者の住所に関する事実に基づき、当該市町村の選挙管理委員会に通知して述べるものとした。（第二三条の五の二第二項関係）

(五)　市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の在外選挙人名簿の被登録移転資格を有することについて確認が得られない在外選挙人名簿登録移転申請者について在外選挙人名簿への登録の移転をしてはならないものとした。（第二三条の五の二第三項関係）

3　在外選挙人名簿への登録の移転をしなかった場合等の通知に関する事項

(一)　市町村の選挙管理委員会は、在外選挙人名簿登録移転申請者について在外選挙人名簿への登録の移転をしなかったときは、遅滞なく、理由を付して、その旨を当該在外選挙人名簿登録移転申請者に通知しなければならないものとした。（第二三条の六第二項関係）

(二)　市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の在外選挙人名簿に登録されている者について、在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転の際に在外選挙人名簿の登録をされるべきでなかったことを知ったことにより当該市町村の在外選挙人名簿に登録されている者を在外選挙人名簿から抹消したときは、遅滞なく、理由を付して、その旨を外務大臣及び経由領事官を経由して、その者に通知しなければならないものとした。（第二三条の一四関係）

(三)　外務大臣は、在外選挙人名簿に登録されている者について在外選挙人名簿への登録の移転の際に在外選挙人名簿への登録の移転をされるべきでなかったこと（その者の国外における住所に関するものに限る。）を知ったときは、遅滞なく、その旨を当該在外選挙人名簿から抹消すべき者が登録されている在外選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会に通知しなければならないものとした。（第二三条の一五関係）

4　在外選挙人名簿の表示の消除に関する事項

(一)　市町村の選挙管理委員会は、公職選挙法第一一条第一項若しくは第二五二条又は政治資金規正法第二八条の規定により選挙権を有しなくなった旨の表示をされた者についてその事由がなくなったことを知った場合には、直ちにその表示を消除しなければならないものとした。（第二三条の一三第一項関係）

(二)　市町村の選挙管理委員会は、住民票が国内の市町村において新たに作成された旨の表示をされた者（その登録されている在外選挙人名簿の属する市町村において新たに住民票が作成された者に限る。）について当該市町村に国外転出届がされた後に当該市町村の区域内に住所を有しなくなったことを知った場合には、直ちにその表示を消除しなければならないものとした。ただし、当該表示がされた日以後にその者に係る住民票が国内の他の市町村において作成された場合は、この限りでないものとした。（第二三条の一三第二項関係）

5　施行期日等に関する事項

この政令は、公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律（平成二八年法律第九四号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成三〇年六月一日）から施行するものとした。

◇南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令（政令第一六九号）（内閣府本府）

1　南スーダン国際平和協力隊を置く期間を平成三一年五月三一日までとすることとした。（第一条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

法律

電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成三十年五月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第二十四号

電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律

（電気通信事業法の一部改正）

第一条　電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十一条」を「第四十九条」に、「第二款　端末設備の接続等（第五十二条―第七十三条）」を「第二款　電気通信番号（第五十条―第五十一条）　第三款　端末設備の接続等（第五十二条―第七十三条）」に、「第六節　基礎的電気通信役務支援機関（第百六条―第百十六条）」を「第六節　基礎的電気通信役務支援機関（第百六条―第百十六条の八）　第七節　認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会（第百十六条の二―第百十六条の八）」に、「第百七十六条」を「第百七十六条の二」に改める。

第十五条中「第十八条第一項若しくは第二項」を「第十八条」に改める。

第十八条第三項を削る。

第二十六条の三の次に次の二条を加える。

（電気通信業務の休止及び廃止の周知）

第二十六条の四　電気通信事業者は、電気通信業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該休止し、又は廃止しようとする電気通信業務に係る利用者に対し、利用者の利益を保護するために必要な事項として総務省令で定める事項を周知させなければならない。ただし、利用者の利益に及ぼす影響が比較的少ないものとして総務省令で定める電気通信役務に係る電気通信業務の休止又は廃止については、この限りでない。

2　前項本文の場合において、電気通信事業者は、利用者の利益に及ぼす影響が大きいものとして総務省令で定める電気通信役務に係る電気通信業務の休止又は廃止については、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、同項の総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。

（電気通信業務の休止及び廃止に関する情報の公表）

第二十六条の五　総務大臣は、その保有する前条第二項の総務省令で定める電気通信役務に係る電気通信業務の休止及び廃止に関する次に掲げる情報を整理し、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

一　第十八条第一項及び前条第二項の規定による届出に関して作成し、又は取得した情報

二　その他総務省令で定める情報

第二十九条第二項第二号中「第二十六条の二第一項」の下に「、第二十六条の四第一項」を加える。